十　現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

（教習時間の基準の細目）

第二条　府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二　大型免許又は中型免許に係る学科㈡（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三　準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四　準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五　準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六　準中型免許に係る学科㈡（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七　準中型免許に係る学科㈡（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

八　準中型免許に係る学科㈡（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十　現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識並びに経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

（教習時間の基準の細目）

第二条　［同上］

一　大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二　大型免許又は中型免許に係る学科㈡（現に中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］